

戦後アメリカ統治下の沖縄における出入域管理について —渡航制限を中心に—

岸本 弘人¹⁾

Emigration and Immigration Management in Okinawa under the Rule of the USA after the World War II: focusing on the Restrictions on Overseas Travel.

Hiroto KISHIMOTO¹⁾

1 はじめに

沖縄は1972年に本土復帰するまでの戦後27年間、アメリカ統治下に置かれ日本本土との自由な往来を妨げられてきた。本土や海外へ行くためにはパスポートが必要で、現在よりもはるかに手続きが大変であった。この場合のパスポートとは通称で、正式には琉球住民が日本への旅行及び琉球列島への再入域の際にその身分を証明する「日本渡航証明書」(小豆色の表紙)と、琉球住民が日本本土以外の国に渡航する際にその身分を証明する「身分証明書」(紺色の表紙)があった。逆に、本土から沖縄へ渡航する場合には、外国旅行の際に発給される通常の旅券(パスポート)ではなく、総理府発行の身分証明書を必要とした。いずれも申請から発給までにかなりの時間と経済的負担を強いられた。煩雑な手続きは、沖縄－本土間の距離を実際以上に遠く感じさせ、本土からの戦没者遺族による慰靈渡航や仕事以外での一般観光客の沖縄訪問を遠ざける要因ともなっていた。制度や手続きは徐々に緩和されてきたものの、高等弁務官に対して出域・再入域の申請を行ない、許可を得なければならぬという基本原則は沖縄が本土に復帰する1972年まで一貫して変わらなかった。

本稿は沖縄が本土に復帰するまでのアメリカによる出入域管理制度を確認し、一般の住民が受けた渡航制限について、既出の資料や文献、関係者への取材を基に若干のまとめを行ったものである。なお、米国民政府(USCAR: 1950.12.5~)は沖縄と日本

とを分断する政策の一環として「沖縄」ではなく、あえて「琉球」を用いた。本稿では引用・参考文献の記述にしたがつたが、それ以外は基本的に「沖縄」を用いた。

2 出入域管理の変遷

2-1 琉球政府設立(1952.4)以前

戦前の琉球列島は日本の一県であったので日本の法令が適用されていた。しかし、太平洋戦争が勃発し、沖縄が戦場となった1945年には、米国海軍軍政布告第一号(ニミツ布告)が発せられ、南西諸島およびその近海の住民に対するすべての権限と行政責任が占領軍指揮官たる軍政長官に帰属することや、日本帝国政府の権限の停止などが宣言された。

1945年6月、米国海軍軍政府は米軍による南西諸島の軍事占領開始にともない、米軍の安全と占領区域の秩序安寧を確保するためとして布告第二号「戦時刑法」を施行し、琉球列島の出入域を全面的に禁止した。

1945年8月に日本がポツダム宣言を受諾した後、米軍部は沖縄を対ソ連戦略の一環として米軍の単独占領の下に置き続けることを主張した。米国内で議論はあったものの1946年1月29日付GHQ覚書では北緯30度以南の南西諸島を日本から分離することが示され、1947年9月には米国による琉球諸島の軍事占領の継続を希望とした“天皇メッセージ”が発せられた。こうして沖縄と日本本土との分断の素地がつくられ、これが名実ともに確定したのは1952

1) 沖縄県立博物館・美術館 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち3-1-1

Okinawa Prefectural Museum & Art Museum, 3-1-1, Omoromachi, Naha, Okinawa, 900-0006 Japan

年4月28日に発効したサンフランシスコ平和条約からであった。

平和条約が締結される3年前の1949年7月には、戦時刑法の廃止とともに軍政府布令第一号「刑法並びに訴訟手続法典」が施行され、戦後の出入域管理行政が始まった。「南西諸島に許可なく立ち入る者は断罪の上一万元以下の罰金又は一年以下の懲役に処する」と規定し、琉球列島の出入域を厳しく制限した。

1949年8月には連合国最高司令部覚書によって、日本から沖縄への許可手続きによる入域が認められるようになり、小禄飛行場（那覇空港）と那覇港が出入域港として指定された。琉球住民の日本本土への許可手続きによる旅行が可能になるのはその約2ヶ月後の1949年10月29日からで、琉球列島米国軍政本部指令第二十三号「琉球人の日本入国並に旅行に関する手続及び規定」による。ただし、旅行の目的として「琉球列島又は占領軍の為になる場合」、

「旅行申請を却下したら申請者が極度の困難若しくは肉体的苦勞を蒙ることが明らかなる場合」とされ、さらに「軍事機密上何らの不安を伴わないと決定される場合」のみに限定されていた。

なお、これとは別に極東軍総司令部（G H Q）は、海外にいる日本人及び日本国内にいる外国人並びにこれに準ずる者の本国引揚げを進めた。琉球出身者についても1946年8月から1949年10月までに海外引揚者を含め約25万人余りが沖縄へ引揚げている。

2-2 琉球政府設立（1952.4）以後

1952年4月、米国民政府は指令第八号「琉球政府代表者及び政府の後援する留学生の日本出張留学」を公布し、先の軍政本部指令第二十三号に加え、琉球政府職員の視察及び調査を目的とする日本本土出張及び政府後援の学生の日本留学に関する旅行を認めた。同年6月17日には、新たに民政府指令第十二号「琉球人の日本旅行に関する規定及び手続」を公布し、琉球一般住民の日本本土への渡航が可能となつた（これに伴い先の軍政本部指令第二十三号と民政府指令第八号は廃止された）。

1955年8月には、指令第十二号を廃止して新たに布令第一四七号「琉球住民の日本旅行管理」を公布した。これにより日本旅行証明書の発給が不許可に

なった場合に、民政副長官（後の高等弁務官）又はその代理人に対して異議申し立てをすることが可能になった。この布令はその後幾度となく改正された。主なものをあげると、1960年3月7日付の改正第三号により①題名が、「琉球住民の渡航管理」に改められ、②身分証明書（日本以外の地域への渡航の際に使用する代替旅券）が日本渡航証明書と同一条件で発給されるようになった。また、③発給の日から4年間、回数に制限なく当該証明書の効力確認を申請することができるようになった。つまり、従来は1回しか使用できなかった（旅行の度に毎回発給申請をしていた）日本渡航証明書及び身分証明書が、効力確認申請を行うことで4年間有効となったのである。さらに1967年7月6日付改正第七号によって9月15日以降は、すでに1952年8月に設置されていた那覇の日本政府南方連絡事務所（以下南連事務所とする）を経由して日本政府の所轄省に日本の身分証明書（従来の渡航証明書）又は日本の旅券の交付を申請することができるようになった。これに関して法務局出入管理庁は『琉球における出入域管理』1968の中で「これまで海外を旅行して色々不便があったが、今後は日本人として待遇され、又一旦問題が惹起した場合でも日本国が対人保護権を発動し、安心して海外旅行ができるようになり、……」と記している。このように管理制度や手続きは徐々に緩和されてきたものの高等弁務官による許可制であったことは終始変わらなかった。

2-3 外国人の取り扱い

1951年に入ると米軍基地建設工事の激増に伴って、これに従事する日本、アメリカ、フィリピン、中国等の建設請負会社やその従業員等が大量に入域するようになった。米国民政府は1953年1月の布令第九三号「琉球列島出入管理令」によって琉球列島居住者、米軍要員以外の外国人の出入国手続及び外国人登録制度並びに不正入域者処罰に関する規定を成文化した。これによって1953年12月までに外国人登録をした者は14,599人であった。その改訂版にあたる1954年2月11日公布の布令第一二五号「同名」では、従来琉球人の扱いをうけていた戦前から継続居住している非琉球人及び1945年9月2日以降入域して継続居住している非琉球人（海外引揚者を含む）

が外国人登録の適用該当者となつた。ここでいう外国人とは①本籍が沖縄県にあっても住所が日本本土にある者、②琉球列島に本籍、住所を持つ琉球住民及び米軍人、軍属並びにその家族以外のすべての者を指した。つまり、日本以外の外国人はもちろん、琉球列島に居住しながらも琉球の戸籍がない他府県出身者も外国人登録をしなければならなくなつた。なお、奄美はそれより約2ヶ月前の1953年12月25日に本土復帰し鹿児島県となつたので、米国民政府は指令第十五号「奄美大島に戸籍を有する者の臨時登録」を発し、奄美に籍を持ちながら沖縄に居住している者に対して臨時外国人登録制度を実施し、その後正規の外国人登録証に切り替える措置をとつた。在沖奄美出身者は1953年の奄美本土復帰の前後を通じて、各種制度や日常生活面で様々な差別を受けたが、これについては後述する。

3 出入域手続き

ここでは琉球政府設立以後の外国人と琉球住民の出入域手続きについて、それぞれ大まかに記しておく。

3-1 外国人の出入域手続き

外国人は1954年2月11日の布令第一二五号「琉球列島出入管理令」の適用を受け、以下の手続きを必要とした。先述したようにこの場合の外国人とは、①本籍が沖縄県にあっても住所が日本本土にある者、②琉球列島に本籍、住所を持つ琉球住民及び米軍人、軍属並びにその家族以外のすべての者を指す。

(沖縄へ入域する場合)

(1) 自国の政府から旅券（日本本土籍者の場合には旅券の代わりに内閣総理大臣の発行する「身分証明書」）の発給を受ける。

(2) 米国の在外公館（日本本土の場合には琉球列島米国民政府の出先機関である東京渡航班）を通じて琉球列島高等弁務官に琉球への入域許可申請を行つて入域許可を受ける。「入域許可書」は入国査証（ビザ）に相当するものである。

(3) 琉球に入域の際に出入域港で入域審査を受ける（出入管理官が上陸の拒否事由に該当すると認めたときにはその外国人の上陸を拒否することができる）。

(沖縄から出域する場合)

出入管理事務所に出頭して旅券と出域記録書を提示し審査を受ける。所定の手続きや税金の未払いがある場合には出域許可が下りない。

3-2 琉球住民の出入域手続き

琉球住民（琉球列島に本籍を有し、かつ琉球に住所をもつている者）は、外国人に適用された布令第一二五号「琉球列島出入管理令」ではなく、布令第一四四号「刑法並びに訴訟手続法典」及び布令第一四七号「琉球住民の渡航管理」が適用されたが、その手続きについては布令第一四七号に明文の規定がなく、外国人に適用された布令第一二五号に準じて行われた。

琉球住民が日本本土へ渡航する場合は「日本渡航証明書発給申請書」を、日本以外の外国に渡航する場合は「身分証明書発給申請書」を米国民政府（高等弁務官）に提出し、許可が下りると出入管理庁から発給交付を受けた。先述したように1967年9月15日以降は、南連事務所でも日本政府の所轄省に日本の身分証明書（従来の渡航証明書）又は日本の旅券の発給を申請することができるようになった。しかし、出入域許可権はそれまで通り米国民政府（高等弁務官）が保持したので、南連事務所で発給を希望する者はまず、出入管理庁を通して米国民政府（高等弁務官）から出入域の許可を得た上で、その許可証を添付して南連事務所で手続きをとつた。

出入域港では、外国人の場合に準じて出入管理官の点検を受けたのち、確認を意味する証印が証明書に押された。

4 渡航制限

米国民政府は、施政権と沖縄基地の軍事的安全を理由に沖縄における出入域を許可制とし、“好ましからざる住民”的渡航をしばしば制限した。ここで最も問題なのは、出入域の許可・不許可が決定される際に明確な基準がなく、米国民政府が恣意的に制度運用を行つてゐたことである。特に復帰・平和運動を行つてゐる者や労働組合員、アメリカの沖縄統治に対して批判的だと判断された者が不許可となつた。1957年からは米国民政府が問題ありとみなした者に対して通常の申請書とは別に思想調査、日常行

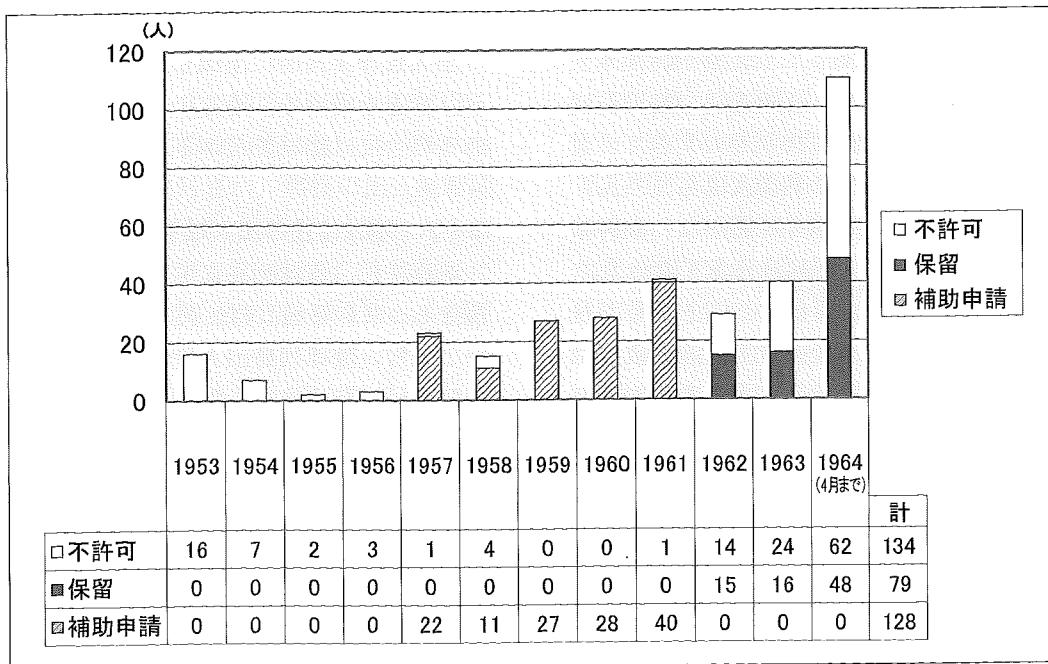


図1 渡航不許可・保留者数
(沖縄県祖国復帰協議会『渡航制限の実態』1964より作成)

動的調査を目的とした「補助申請書」を提出させる制度を導入した。1962年に補助申請制度はなくなつたものの、その後は、理由を示さない不許可や無期限の保留（申請の日から15日以上経過しても許否の回答がないもの）、本土での諸集会・大会等の日時が過ぎた後での無意味な許可、許可後出発直前の出域差止めなどが頻発した。元沖縄人民党書記長の瀬長亀次郎は十数回にわたり申請を却下され、復帰運動の中心にいた屋良朝苗も渡航を拒否されている。なかには結核治療のための渡航を拒否された者もある。沖縄県祖国復帰協議会『渡航制限の実態』1964は1953年から1964年5月10日までの渡航申請書の年度別保留及不許可件数を掲載している（図1）。それによると、保留が79件、補助申請書の提出を求められた者が128件、不許可が134件となっている。これらの同一期間における琉球居住者の出域数362,942人（法務局出入管理庁『琉球における出入域管理』1968）に占める割合は0.1%にも満たない。しかし、数の多寡が重要なのではなく、施政権がアメリカにあったとはいえ、住民の正当な要求がアメリカ側の恣意的な運用によって制限されていたことが大きな問題であった。

また、同書は日本自由人権協会の沖縄調査報告

（1961年11月29日付）を掲載しており、日本政府総理府特別地域連絡局の統計資料を引用した1960（昭和35）年1月から1961（同36）年9月末日までの1年9ヶ月の間に沖縄入域を拒否された者の数が176名で、これらの人々の渡航を拒否することによって、沖縄の人々からいわゆる「聞く自由」「知る自由」を奪い、思想または言論を制限する結果を招いていると指摘している。

1968年頃からは学生を中心に、港での入域手続きを拒否して強行上陸し逮捕される「渡航制限撤廃強行上陸闘争」と呼ばれる実力闘争も起こった。渡航制限は徐々に緩和されてきたものの、手続き自体は施政権返還の2日前まで続けられた。

5 不法出入域（密航）

慣れない英文による申請書の作成、予防接種代金、手数料等の煩雑な手続きだけでなく、証明書の交付までに2ヶ月以上待たされることもあった。そのため発給が待てない者、渡航拒否をおそれる者は不法出入域（密航）を行う者も少なくなかった。泊港近くの海岸からサバニに乗り込み、沖合いで待つ密航船に乗って島づたいに不法出域するケースも多かった。埠頭に停泊中の船舶へ直接飛び乗る者も多

かつたらしい。泊港といえば数少ない出入域指定港でしかも中心都市那覇の港である。前述した厳しい許可制度を敷く中で、こと出入域現場での取り締まりに関してはざさんさを感じる。これについて、法務局出入管理庁『琉球における出入域管理』1968は、「米軍政府の海上保安及び警備が必ずしも充分ではなく、また警察当局の警備体制もそこまではほとんど手がまわらなかつた」と記している。1955年からそれまでの警察当局に代わって出入管理庁が自ら不法出入域の防止・取締りに乗り出しが、対応に苦慮している様子を当時の新聞は次のように伝えている。

出入国管理部では、不法出国者が漸増する傾向にあるので、このほど琉海、関西汽船の関係者を集め、その防止策を練った。

同部の係りの話によると昨年の不法出国者で発覚したのが四件、ことしはすでに八件になっているという。これは本土で摘発された件数で、そのまま無事にもぐりこんだのはもっと多いと推定されている。

このような違反者が出るのは、同部の係員の手不足に原因している。いま、係員八人で、那覇の軍民両港、泊港、ホワイトビーチの四港を受け持っているが、出入港の船が多い時には二人しか派遣できない。そのため、パスポートの査証だけに追われ、出港前に岸壁から船首や船尾に飛び乗る不法出国者を十分監視することができない実情だという。いま管理の陣容では不法出国者を防止することはむずかしいので、こんご出港直前、船首と船尾に船員を立たせ監視させるとともに乗船前、後の調査をさらに厳重にするよう協議した。

並里管理部長の話

この方法によって不法出国者はある程度取り締まれると思う。ここで船にもぐりこんでしまえば、鹿児島港で上陸するのは、わけはない。ほとんどが青少年であるので食いつめて犯罪をおかすおそれもある

「密航者の事前発見 出管部が関係者と協議」
沖縄タイムス 1960.04.23

表1は1958年から1966年までに出入管理庁が不法

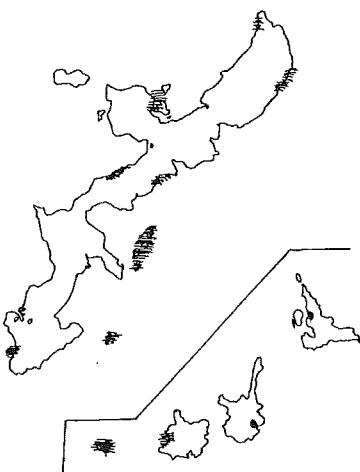
入域者として検挙した者の数であるが、これは摘発された人数であり、実際にはもっと多いことは明らかである。これら密入域者のおもな上陸地として国頭村宜名真付近、同安田一帯、運天港一帯、恩納村名嘉真一帯、久志村（現名護市）久志付近、伊計島、宮城島、平安座島、久高島、糸満市名城付近、西表島西海岸、与那国島をあげている。（図2）

ところで、不法出入域が摘発された場合の処罰は、琉球住民と非琉球住民の間で処罰が必ずしも同様ではなかった。これは適用される法令がそれぞれ異なることによるもので、琉球住民は、布令第一四四号「刑法並びに訴訟手続法典」の安全犯として2年以下の懲役若しくは2万円以下の罰金又はその両刑に処された。非琉球人の場合は布令第一二五号「琉球列島出入管理令」によって1年以下の禁固若しくは百ドル以下の罰金又はこれに2つ以上の刑が科せられた。

（表1）出入管理庁が不法入域者として検挙した者の数
(1958年～1966年)

年	数
1958	23
1959	9
1960	10
1961	6
1962	3
1963	1
1964	4
1965	3
1966	16

（法務局出入管理庁『琉球における出入域管理』1968より）



（図2）不法入域者の上陸地

（法務局出入管理庁『琉球における出入域管理』1968より）

6 弾圧

渡航制限は単に米国民政府による申請の保留・不許可にとどまらず、時には、米軍組織による連行や過酷な尋問に発展した。

現沖縄人権協会理事長の福地曠昭氏は、青山学院大学院生だった1955年当時、本土への渡航に必要なパスポート（日本旅行証明書）の発給を保留され、さらにC I C（注1）から尋問を受けた体験を持っている。

尋問は暗い室内で行われ、数名の尋問官から共産党员と決めつけられて罵声を浴びせられた。指紋をとられたうえに全身写真をあらゆる角度から撮られるなど、相手に恐怖感を与えることで精神的に追いつめていく方法が取られた。時には、長時間にわたり冷房や扇風機もない暑い部屋で汗をふくことさえ禁じられたり、別の学生はウソ発見器にかけられたりもしたという。ナチス政権下のゲシュタポ（秘密国家警察）や第二次世界大戦前の日本における特別高等警察（特高）を思わせる。身体への暴力が比較的小ないようと思えるのは、アザなどの痕跡が残ると住民の反発を招き、本土復帰運動に拍車がかかるなどを米軍が警戒したからであろう。さらに、福地氏はC I Cの本部に連行された時の恐怖を次のように語っている。

「琉球政府ビル庁舎前から私を乗せたジープは、[C I C本部に向かう]途中、牧港で前を走る自動車に猛スピードでぶつかりそうになった。わざと交通事故を起こして、私を葬るのではないかと本気に思った。」〔〕内挿入は筆者。

この少し前には、「留学生の渡航制限を撤廃せよ」との福地氏の投書が沖縄タイムス、琉球新報、沖縄新聞の地元3紙に掲載された。当時、米軍の政策を非難する投書はある意味自殺行為にも等しく、極めて危険なことであったと思われる。投書が掲載された2日後には土地四原則をかかげ、米軍犯罪に抗議する県民大会が開かれており、福地氏とともに渡航保留となった2学生を含めた3名の渡航許可要請決議も合わせてなされた。その後、世論の支援が高まったこともあり、米国民政府はようやくパスポートを交付している。

米軍によるこのような行為が明るみに出ることはそれほど多くはなかったというが、その年の2年前には公費学生が渡航を禁止されて公費生を解除されたり、前年には高校生が東京からの帰りに那覇港から連れ去られ行方不明になった事件があった。

沖縄県祖国復帰協議会『渡航制限の実態』1964は、「渡航制限を受けたことが知られると、周りの人たちから、彼はマークされている、アカだ、リストにのっている……などと思わぬ空気が作り出され家族や友人まで心配をおよぼしたので許可されなかつたことを秘密にしなければならない状態であった」と記している。福地氏本人も当初は「心配するから」という理由で家族に尋問を受けたことを話していない。強制連行や過酷な尋問は、噂話も重なって沖縄の人々に恐怖感や警戒感を与え、社会運動を躊躇させた部分があったと思われる。横田球生『1960年のパスポート』2000琉平堂は、

地元の新聞記者が[C I Cにマークされるの]で恐がって〔革新の〕直接取材をためらった。〔〕内挿入は筆者。

と記している。

7 奄美出身者について

先述したように、1946年1月29日付G H Q覚書により北緯30度以南の南西諸島は日本本土から切り離された。戦後の奄美は沖縄と同様、軍人の復員や外地引き揚げ者などで島の人口がふくらむ一方、これといった仕事がなかったために米軍基地建設関係で労働力需要が高まっていた沖縄へ多くが渡って来た。日本共産党奄美地区委員会篇『奄美の烽火』1984では「1950年から52年にかけて、毎月一千人近い男女の働き手が島から消え、その数はついに五万人余に達した」と記している。当時の奄美の人口の約4分の1である。これら奄美出身者に対しては、露骨な差別が行われていた。同書は土木作業員の給与を例に、米国人それも白人が最上で、フィリピン人、本土からの出稼ぎ者、沖縄本島人と続き、その下が奄美・先島の人々だったと記している。また、南海日日新聞社『奄美復帰史』1971では、琉球政府においても職員採用や人事待遇にとどまらず、給与面でも

地域給の名のもと、沖縄と奄美の公務員に歴然とした給与差（沖縄の公務員給与100に対し奄美は80）がつけられていたと記している。

仕事がない奄美出身者の中には精力のはけ口がないためか暴力沙汰を起こしたり（大島どっこい）ヤクザになる者や、女性は米軍兵士相手の売春婦（大島パンパン）に身を落としていく者も少なくなかった。沖縄の地元紙は、事件があればことさら奄美出身を強調したこともあり、ウチナーンチュからは「オーシマーグワー」とさげすまれ二重の差別を味わった。

1953年12月25日、奄美が本土に復帰すると、それまで琉球に居住していた奄美出身者で引き続き沖縄居住を希望する者には外国人登録が義務づけられ、常時在留登録書の携帯が課せられるようになった。中野好夫・新崎盛暉『沖縄戦後史』岩波新書1976はその数を「28,000人（他に未登録者2,000人）」とし、1953年9月19日付南海日日新聞は、在沖奄美人は正式移住者だけでも2万4,556人としている。在留資格は「半永住者」となり、2年の有効期間が終わりに近づくと、その都度更新手続きを行わなければならず、沖縄籍を取得しようとすると10種類ほどの書類を米国民政府へ提出し許可を受けなければならなかつた。

市村嘉久氏は那覇市企画部市史編集室編『那覇市史資料編第3巻8』1981の中で「奄美出身者の戦後」と題し、奄美復帰後の米国民政府による奄美出身者への制度的差別について次のように記している。

立法員議員をはじめ、各種選挙の選挙権及び被選挙権は与えられず、公務員にもなれず、土地所有権の取得も認められず、日米両国政府の契約学生に応募する資格も与えられず、銀行からの融資もなく模合等にその資金を頼らなければならなかつた。それでいて税金だけは、税率の低い外国人扱いはされず、外国人より税率の重い琉球人並であった。（中略）同胞の中の異邦人から完全に同胞人となつたのは、沖縄の祖国復帰からであった。

ここで、奄美出身者は本土復帰によって外国人となつたが、他府県人と同じような扱いにはならな

かつたことを強調しておきたい。

当時の沖縄の地元紙は、奄美の立場に立って米国民政府による差別政策に異を唱えるどころか、奄美出身者が引き揚げることでウチナーンチュの雇用状況が改善されるとの論調もあり、世間一般的にも奄美出身者を差別する風潮は少なからずあった。

差別的制度の中にありながらも、一方では琉球籍を取得し、公務員や裁判官、教職員として活躍する人も少なくなかった。元沖縄県教育長で沖縄女子短期大学教育実践支援センター長を務める津留健二氏は1952年に大島高等学校から琉球大学へ進学した。大学2年生の時に奄美が本土復帰したが、地元に母親を残しての進学だったこともあり、喜びと同時に奄美と沖縄が分断されてしまう悲しみの日々の感情があったという。それまで奄美と沖縄との往来は自由だったが、そうではなくなり、沖縄からの出域は容易でも、沖縄への再入域は厳しくチェックされるようになり不自由な生活を余儀なくされた。奄美復帰特別措置「琉球大学在学中の奄美出身学生の本土大学への編入」によって124名の奄美出身者のうち諸事情で残った11名以外は本土の国立大学へほとんど無試験で編入していき、残った者は夜の基地建設や学内整備のアルバイトなどをして生活費を稼いだという。卒業後、立法院か上訴裁判所への就職を希望していたが、外国人扱いで就職できずに、当時まだ琉球政府立となっていなかった首里高等学校に採用された。首里高等学校には奄美出身の教員は津留氏のみで、他の高校を含めても10名もいたかどうかというほど少なかつた。学校では同僚からの差別的態度を感じたことはなく、派閥のない中で、がんばれば評価される風土があったという。ちなみに、琉球大学第4期（正規課程）卒業生158名中、津留氏と同じ奄美出身者は男3名、女1名の計4名のみであった。その後、氏は母親を沖縄に呼び寄せるために永住許可を取得しようとしたが、学生時代の精力的な復帰運動が影響してか許可がなかなか下りずに苦労した。その際、琉球大学学長が身元引受人になって人物考定書を書いてくれて、英文翻訳とともに提出したことでようやく許可が下りたという。津留氏が永住許可を受けた後は、沖縄に來るたびに一時訪問のスタンプが押された母親の在留許可証明書は被扶養者のスタンプが押されその役目を

終えた。このようなことから1972年に沖縄が本土復帰をした時には、復帰の在り方について様々な意見や考えがあったものの、同じ日本人として外国人登録もいらなくなり、自由に移動ができる日がきたことを心から喜んだ者の一人であったと述べている。

今振り返ると、奄美が先に復帰したことはよかつたのだろうか。鹿児島県に組み込まれるよりも北緯30度で日本本土と分断されたときからそのまま沖縄と一緒にの方が良かったのかもしれないと思うことがあるとのことであった。

8 新聞記事による渡航制限

1960年頃までの沖縄の新聞社は軍政府の政策を批判することができず、日本復帰についてもタブーの領域としていた。門奈直樹はその理由を、戦後の草創期において沖縄の新聞が米軍からの用紙配給に頼っていたこと、発行認可制度が新聞編集従事者に自主規制を強いていたこと、会社規模拡大のための資金調達を米軍の影響下にある琉球銀行、琉球開発公社からの融資に依存していたこと等によると指摘している。1960年以降は、様々な社会状況の変化によって、「抵抗」の姿勢を示していくが、言論が極度に抑圧されていた中で、はっきりものをいうということはかなりの勇気を必要としたにちがいなかつたと記している。

沖縄の本土復帰から40年が経過した現在、沖縄戦体験だけでなくアメリカ統治時代の状況を語れる人も少なくなりつつある。そのなかにおいて米軍の圧力で自由に書けなかった部分があるにせよ新聞は当時の社会状況や最大公約数的世論を探る上で重要な資料といえる。

参考までに沖縄の新聞と本土の新聞に掲載された渡航制限に関すると思われる新聞記事の見出しを挙げておく。なお、沖縄の新聞については1945年から1958年に関しては那覇市企画部市史編集室『那覇市史資料篇第3巻3・4 戦後新聞集成1・2』1978・1983から、それ以降1970年までは琉球大学附属図書館『新聞記事検索－沖縄タイムス・琉球新報－（1950～1970）第1集（人文・社会篇）』1973から抜き出した。本土新聞に関しては那覇市企画部市史編集室『沖縄の戦後資料1945～1972 第3集 本土新聞沖縄問題記事目録』1978から抜き出した。

(注1) C I C (米軍諜報部隊) : 米軍からみてく反映的=破壊的分子と疑われた個人や集団の活動を逐一調べ上げて、米軍参謀第二部 (G II) に報告した。とくに軍雇用員、組合活動家、革新政党・団体の指導者、地元大学や本土留学の学生活動家が調査の対象となっていた。これらの人たちの出入域を制限あるいは禁止させ、就職や進学の機会を阻害した。

謝辞

本稿を執筆するにあたり、沖縄人権協会理事長の福地曠昭氏、沖縄女子短期大学教育実践支援センター長の津留健二氏にはご多忙にもかかわらず快く取材を受けていただいた。あらためて感謝申し上げます。

参考・引用文献

- 那覇市企画部市史編集室. 1978. 『那覇市史資料篇 第3巻3 戦後新聞集成1』
那覇市企画部市史編集室. 1983. 『那覇市史資料篇 第3巻4 戦後新聞集成2』
那覇市企画部市史編集室. 1981. 『那覇市史資料編 第3巻8』
那覇市企画部市史編集室. 1978. 『沖縄の戦後資料 1945～1972 第3集 本土新聞沖縄問題記事目録』
琉球大学附属図書館. 1973. 『新聞記事検索－沖縄タイムス・琉球新報－（1950～1970）第1集（人文・社会篇）』
法務局出入管理庁. 1968. 『琉球における出入域管理』
沖縄県祖国復帰協議会. 1964. 『渡航制限の実態』
沖縄タイムス社. 1983. 『沖縄大百科事典』
沖縄タイムス社. 1998. 『庶民がつづる沖縄戦生活史』
沖縄タイムス社. 1971. 『沖縄の証言（上巻）』
琉球新報社. 1992. 『新琉球史－近代・現代編一』
謝名元慶福・鳴津与志編. 1972. 『沖縄・この武器なき闘い 戦後史の証言』 日本青年出版社
福地曠昭. 1955. 『教育戦後史開封－沖縄の教育運動を徹底検証する－』 閣文社

- 福地曠昭. 2000. 『沖縄史を駆け抜けた男 福地曠昭の半生』 同時代社
- 中野好夫・新崎盛暉. 1976. 『沖縄戦後史』 岩波新書
- 門奈直樹. 1996. 『アメリカ占領時代沖縄言論統制史』 雄山閣
- 門奈直樹. 2001. 『民衆ジャーナリズムの歴史』 講談社
- 横田球生. 2000. 『1960年のパスポート』 琉平堂
- 佐野眞一. 2008. 『沖縄 だれにも書かれたくなかった戦後史』 集英社文庫
- 徳永茂二編. 2003. 『瀬戸内チユたちの戦後十年誌』 鮮明堂
- 名瀬市教育委員会. 1993. 『戦後の奄美教育誌』
- 村山家國. 2006. 『新訂 奄美復帰史』 南海日日新聞社
- 日本共産党奄美地区委員会. 2004. 『新版 奄美の烽火』
- 萩野芳夫. 1973. 「基本的人権の歴史性（二）－沖縄との渡航の自由の展開過程を素材に－」 鹿児島大学法学論集第8巻第2号

渡航制限に関する新聞記事（県内）

那覇市史資料編第3巻3

戦後新聞集成1

新聞社名	発行年月日	見出し
うるま新報	1949.09.20	日本への旅行は公用に限り許可／一般の引揚帰還は当分停止
うるま新報	1949.11.13	観光客の沖縄訪問／当分許可されない
うるま新報	1950.05.28	日本から沖縄への旅行制限の緩和を／在日沖連全国大会で決議陳情
うるま新報	1950.07.26	沖縄からの密航者／強制的に送還／日本が渡航制限を強化
うるま新報	1950.08.03	沖縄からの密航完封／船は没収、人は懲役／強化された日本の渡航制限
うるま新報	1950.08.31	密航船の閉め出しに／海岸哨戒網を強化／逮捕された船と積荷は没収
うるま新報	1950.09.03	密航締出しに／油脂類2・4倍値上断行
うるま新報	1950.09.15	日本への自費留学／青少年へ快報、詳細近く発表か
うるま新報	1950.09.21	日本渡航手続
うるま新報	1951.07.23	ふえる日本渡航／申請者の大半が生活苦から
琉球新報	1951.10.22	沖縄への渡航送金問題／日本外務省の対外交渉
琉球新報	1951.10.23	南西諸島／信託統治／「主権は日本に」が前提／条約の調整は国連総会で
琉球新報	1951.11.04	密貿品一斉手入れ／那覇市の商店街を急襲／香港物資に目が光る
琉球新報	1951.11.11	沖縄と密貿易／日本税関の目が光る
琉球新報	1952.02.04	沖縄渡航の手続を簡易化
琉球新報	1952.04.03	日琉渡航を簡易化／管理課が手続一切を引受け／自由に近い旅行へ

那覇市史資料編第3巻4

戦後新聞集成2

新聞社名	発行年月日	朝夕	見出し
沖縄タイムス	1952.05.07	朝	日本への渡航は引取人なしで自由に／申請の200人一度に許可
琉球新報	1952.05.21	朝	日本の密航取締る／布告32号生きている
琉球新報	1953.03.11	朝	本土並みに帰国扱い／河南省に多数の沖縄人
沖縄タイムス	1953.11.17	朝	人事委の問合せに回答／復帰後琉球在住の奄美出身者は公務につけずと軍が明示
沖縄タイムス	1953.11.20	朝	奄美出身公務員の引継ぎ／民政府、日本政府に要請
琉球新報	1953.11.21	朝	公務員措置好転／奄美大島公務員に朗報
琉球新報	1953.12.03	朝	南連事務所の権限拡大／対日本政府事務能率化せん
琉球新報	1953.12.19	朝	奄美返還正式に決まる／米の訓令きょう中に到着／25日名瀬で引継ぎ／年内に式典、國務相を派遣
琉球新報	1953.12.20	朝	社説／奄美復帰と沖縄
沖縄タイムス	1953.12.24	朝	奄美群島返還／25日予定通り発効／米国の回訓は今朝着く
沖縄タイムス	1953.12.25	朝	奄美返還／きょう午前零時発効／昨夕、両代表調印終る
沖縄タイムス	1953.12.25	朝	新境界（28度）を指定！奄美返還「布告」27号出る
沖縄タイムス	1953.12.25	朝	船舶の出入は泊港に限定
沖縄タイムス	1953.12.25	朝	奄美－沖縄間の出入域／暫定取扱いを領出する／12月末日までの措置
沖縄タイムス	1953.12.25	朝	きょうから外国扱い／泊港出入の大島船舶／差当り、送金と郵便も
琉球新報	1953.12.29	朝	在沖奄美人の外人扱い／1月中に仮登録／事務多忙に備え大増員／てんてこ舞いの出入国管理課
沖縄タイムス	1953.12.29	朝	残留者には移籍を／企業既得権など／奄美人協会が陳情
沖縄タイムス	1953.12.30	朝	社説／在沖奄美人の処遇
沖縄タイムス	1954.01.04	朝	臨時外人登録きょうから／指定の期日と場所に洩れなく
沖縄タイムス	1954.01.04	朝	復帰後の大島／通貨は交換期間が短く混乱／B円流通2億円予想が1億程度／池畠氏帰来談
沖縄タイムス	1954.02.15	朝	改正の出入管理令／布令125号（～02.16）
沖縄タイムス	1954.04.06	朝	屋良氏の本土行きを軍が足止め
琉球新報	1955.02.20	朝	沖縄人はどこでも「異邦人」／朝日紙が詳細に報道／問題になる国籍欄／沖縄出身者生れ故郷で外人登録
沖縄タイムス	1955.02.24	朝	“一日も早く民法改正を”／4万人の署名書携え／婦連立法院や政府へ請願行脚
琉球新報	1956.08.09	朝	“渡航許可せぬ”／社党調査団の申請拒否
沖縄タイムス	1957.02.12	夕	瀬長氏の渡日不認可
沖縄タイムス	1957.02.13	朝	渡日拒否に瀬長市長再申請
沖縄タイムス	1957.02.15	夕	瀬長市長渡航拒否問題／日本社会党が取上げる
沖縄タイムス	1957.08.09	夕	原水爆禁止大会へ6代表／瀬長市長らは出城不許可
琉球新報	1958.11.19	夕	密輸あの手この手／泊港の密輸白書／巧妙になった手口／10月までに196件を挙げる
琉球新報	1958.12.20	朝	激増する本土、沖縄間の密輸／巧みに盲点をつく／取締りに手を焼く本土税関

新聞記事索引－沖縄タイムス・琉球新報－

(1950～1970) 第1集(人文・社会篇)

1973 琉球大学附属図書館

新聞社名	発行年月日	朝夕	面	欄・シリーズ名	見出し	執筆者
琉球新報	1955.10.24	朝	3	声	留学生に対する日本渡航制限撤廃せよ	福地こう昭
沖縄タイムス	1955.10.24	・	3	公聴	学生の渡航制限？	福地咲昭
琉球新報	1958.05.12	夕	1	私の意見	登録更新に思う(上) “復帰前の奄美人”	島ただし
琉球新報	1958.05.13	夕	1	私の意見	登録更新に思う(中) “復帰前の奄美人”	島ただし
琉球新報	1958.05.15	夕	1	私の意見	登録更新に思う(下) “復帰前の奄美人”	島ただし
沖縄タイムス	1960.04.23	朝	7	・	密航者の事前発見 出管部が関係者と協議	・
沖縄タイムス	1960.04.23	夕	2	一日一題	渡航の自由のために - 那覇市議会議員の旅券問題に思う-	仲松庸全
沖縄タイムス	1963.04.21	夕	1	主張	果たしてこれでよいのか = パスポート保留問題に思う =	大山たかし
琉球新報	1964.09.25	朝	1	焦点	緩和された渡航制限 本土との交流盛ん 柔軟政策に住民は拍手	真喜屋記者
沖縄タイムス	1964.11.19	・	7	みんなの社会科	出入管理部	・
琉球新報	1965.10.15	夕	1	・	見せかけだけの渡航緩和	中野好夫
琉球新報	1966.03.07	朝	1	焦点	奄美出身者の永住緩和 復帰前居住者に適用 申請書は一家族一通に	真喜屋明記者
琉球新報	1967.03.14	朝	2	日弁連レポート<2>	渡航問題などについて	松浦基之
沖縄タイムス	1967.10.12	夕	3	・	瀬長氏に渡航許可 57年以来やっと10年ぶりに	・
琉球新報	1967.11.30	朝	8	教養	渡航の自由と旅券法(上)	宜野座毅
琉球新報	1967.12.02	朝	10	教養	渡航の自由と旅券法(中)	宜野座毅
琉球新報	1967.12.04	朝	10	教養	渡航の自由と旅券法(下)	宜野座毅
琉球新報	1969.08.03	朝	4	日曜論壇	沖縄-本土への「帰国手続」拒否	寺嶋芳一郎
琉球新報	1970.02.22	朝	1	・	「沖縄渡航」が政治問題化	共同
琉球新報	1970.03.25	朝	9	・	渡航手続きさらに簡素化 教職員会が制限撤廃要請	・
沖縄タイムス	1970.05.19	朝	8	沖縄の社会	渡航制限 67年から急速に緩和 入域には依然厳しい監視	・
琉球新報	1970.05.31	朝	1	・	本土←→沖縄渡航 あすから大幅緩和 身分証明書、復帰まで通用	・

渡航制限に関する新聞記事（県外）

沖縄の戦後資料1945~1972

第3集 本土新聞沖縄問題記事目録
那覇市企画部市史編集室

整理番号	発行年月日	見出し	発信局・発信地・発信日	掲載紙	朝夕	行数
0153	19550215	渡航に「米軍許可」複雑な手続、O.Kまで2、3ヶ月	・	朝日（東京）	朝	236
0315	19560620	旅券おり次第来日／立法院代表日本側と協議のため	・	東京	夕	16
0318	19560621	沖縄問題在京留学生らは訴える	・	読売	朝	128
0372	19560624	クリ舟で沖縄脱出／悲しい現状訴えに琉球大生、神戸へたどりつく	神戸発	日本経済	夕	48
0374	19560624	沖縄からクリ舟で脱出／飲まず食わずで／琉大生神戸へ基地の実情訴えに	神戸発	東京	夕	62
0380	19560625	逮捕恐れ姿消す／沖縄の窮状訴えにクリ舟で脱出の青年	神戸発	産経時事	朝	39
1367	19590602	百ドル以内なら持出せる／一時の沖縄渡航者	・	日本経済	朝	78
1477	19600112	沖縄に樂に？行ける／規制緩和、米民政府が声明	那覇=佐伯支局長11日発	朝日	朝	17
1489	19600128	日本との旅行自由に／米人権連盟、沖縄問題で勧告	ワシントン27日発=A P	読売	朝	53
1649	19610127	沖縄渡航断られる／自由人権協会“調査事項に政治問題”と	・	産経	朝	36
1687	19610512	五人の本土渡航拒否／沖縄民政府が“思想調査”	那覇11日発=共同	朝日	朝	34
1907	19620321	“外国扱い”は隨所に／渡航、結婚など面倒な手続き／ままならぬ本土からの送金／沖縄の日本人、日本の沖縄人	・	朝日	朝	282
2001	19620602	本土渡航を一部緩和、沖縄	那覇=林支局長1日発	朝日	夕	13
2269	19630602	手続き簡素化に米側も同意／沖縄への渡航	・	日本経済	朝	16
2394	196404 ●	オキナワと沖縄(5)キャラウェー時代の足跡／きみしい渡航制限／理由は一切ノーコメント	那覇、古米特派員	読売	夕	
2408	19640512	本土渡航制限の撤廃へ運動／沖縄祖国復帰協	那覇11日共同	日本経済	夕	11
2416	196406 ●	琉球大生の熱意に応え／講演のテープ送る／渡航許可下りない永積教授	神戸発	・	朝	58
2540	19640911	沖縄渡航、緩和しそう／米民政府が発表「申請、敏速に処理」	那覇=阪中支局長10日発	朝日	朝	23
2671	19650302	瀬長氏の渡航を拒否／沖縄米民政府	那覇1日共同	日本経済	朝	13
2673	19650309	沖縄人民党が共闘の訴え／瀬長委員長への本土渡航拒否問題／野坂議長や中央諸団体へ	・	アカハタ	朝	76
2682	19650320	本土渡航拒否問題で訴える／沖縄人民党委員長、瀬長亀次郎	・	アカハタ	朝	270
2687	19650404	“瀬長氏への渡航拒否撤回”／米大統領と政府に／共産党国会議員団が抗議	・	アカハタ	朝	77
2697	19650415	通過ビザ取得手続を通告／沖縄観光客	・	日本経済	朝	30
2772	19650817	沖縄もうひとつの難問／義務だけで権利ない／“半永住”的奄美出身者たち	那覇・鈴木特派員発	読売	夕	150
2842	19650909	「沖縄の差別」で違憲訴訟／住民から賠償請求／渡航拒否と被爆の8人／法的地位確認ねらう／“問題点を明らかに”／沖縄違憲訴訟委が声明	・	朝日	夕	105
2857	19650928	沖縄の入境許可遅れる／人権問題調査団	那覇=清水記者27日発	朝日	朝	23
2859	19650929	渡航の自由保障を／沖縄の米高等弁務官へ／自由人権協会が要望書	・	朝日	朝	30
2868	19651006	渡航制限に抗議／沖縄人権協会が決議	那覇5日発=共同	朝日	朝	12
2902	19651105	記入「沖縄」と改める／沖縄渡航身分証明書	・	朝日	朝	12
2945	19651222	これからの沖縄政策／米の見解／ワトソン弁務官が本社に回答／渡航手続は現行でよい／援助は最大限に／経済発展／政情安定が先決／生活水準すでに戦前の3倍	・	毎日	朝	317
2953	19660107	沖縄渡航／手続きを簡素化／日米で発表／来月1日から	・	朝日	夕	41
2978	19660304	永住権の条件緩和／沖縄の米民政府	・	日本経済	朝	17
3041	19660509	沖縄問題で日米協議委／日本国籍の証明書／海外渡航者の保護に／船舶の日の丸掲揚／米、便法を検討へ／政府、今月中にも発足の意向／日琉経済懇談会	・	朝日	夕	114
3042	19660510	沖縄渡航／手続きを簡単に／政令改正／きょう閣議決定	・	朝日	朝	25
3043	19660510	沖縄渡航手続き簡素化	・	日本経済	夕	10
3052	19660527	旅券発行の権限は米国側に／ワトソン弁務官語る	那覇26日発=共同	・	朝	
3121	19660812	瀬長人民党委員長の本土渡航不許可／沖縄	那覇11日発=共同	朝日	朝	11

整理番号	発行年月日	見出し	発信局・発信地・発信日	掲載紙	朝夕	行数
3129	19660819	裁判移送撤回共闘会議代表の／瀬長氏に旅券を拒否／琉球政府出入域管理庁、理由示さず渡航妨害	・	赤旗	朝	54
3376	19670327	沖縄住民の旅券の国籍／「琉球」から「日本」へ／政府、発給移管を準備	・	日本経済	朝	31
3554	19670829	16日から日本側に／沖縄からの渡航／身分証明書の発給／政令を決定	・	朝日	朝	42
3574	19670906	経済復興構想も／社党調査団が示す／共産党も渡航手続き	那覇＝松下記者5日発	朝日	朝	45
3606	19670916	きょうから南連扱いに／沖縄の旅券発給業務	那覇15日発＝共同	朝日	朝	5
3607	19670916	日本政府連絡事務所に渡航課店開き／那覇	那覇16日共同	日本経済	夕	13
3680	19671012	瀬長氏の本土渡航許可／米民政府	那覇支局12日発	朝日	夕	12
3772	19671104	難病の沖縄少年に／非情な“祖国の差別”／やつとはいった東大病院／健保も受けられない／治療願う人は多いが／訴える父親治療費1日1万円越す／パスポートとるのに4日	・	読売	朝	130
3783	19671108	弁務官“專制”下の人権／日弁連の沖縄報告書（人権問題）要旨／大統領行政命令の性格／司法制度の問題点／渡航制度／米軍人、軍属の犯罪と法制上の問題点／労働・教育・社会保障問題／むすび	・	朝日	朝	155
3790	19671109	党国会議員の沖縄渡航拒否／米民政府の妨害を糾弾／日本共産党中央委員会／春日幹部会員が談話	・	赤旗	朝	72
3824	19671118	沖縄渡航拒否とりけせ／党国会議員団米大使館に抗議	・	赤旗	朝	67
3863	19671130	瀬長氏、那覇に帰着／渡航の勝利記念して集会	・	赤旗	朝	15
3882	19671206	焦点沖縄③／「自由往来もできずになにが「返還」か／渡航者に不当な審査／米民政府県民には思想調査も／佐藤首相も外人扱い／一切の行動を統制／共産党議員に妨害	・	赤旗	朝	187
3912	19671210	日本共産党国会議員団の沖縄渡航にたいする妨害は、日本国国会にたいする重大な侮辱である（主張）	・	赤旗	朝	158
3960	19671228	沖縄移転は自由／日本人の不法滞在に無罪／出入管理令適用せず／琉球治安裁判決	那覇＝井川記者27日発	朝日	朝	60
3967	19671229	米から拒否の回答／共産党2紙の沖縄渡航	・	朝日	朝	6
3970	19671231	野坂・春日両議員への渡航拒否／沖縄軍事占領の実態を証明／共産党中央委が抗議文／米大統領へ撤回を要求抗議文	・	赤旗	朝	79
3993	19680104	米「布令」に無効判決／コザ治安裁判所／沖縄渡航に「許可」不要／期限切れ滞在者に無罪	・	アカハタ	朝	100
3996	19680106	検察側が控訴／沖縄の“不法在留”判決	那覇5日発＝共同	朝日	朝	8
4041	19680202	沖縄／南連事務所を拡大／日米で口上書を交わす	・	朝日	夕	46
4048	19680204	証明書なしで許可／沖縄国民大会出席／岩垂氏に初の措置／米民政府	那覇＝井川記者3日発	朝日	朝	35
4235	196804 ●	井岡氏の渡航申請不許可に抗議／社党が米大使館に	・	朝日	朝	8
4299	19680506	パスポートなしで沖縄に上陸／集会デモ、署名／“余りにも遅すぎた”／三木勝君に聞く／鹿児島－沖縄は国外航路か／より組織的行動を	・	・	朝	141
4355	19680612	沖縄への渡航／米民政府の不許可ふえる／昨秋から400件も／多い革新系理由も不明／抗議運動を強める／守谷道夫総理府特別地域連絡局管理渡航課長の話	・	朝日	夕	99
4431	19680724	渡航制限ですわり込む／那覇港で沖縄帰省学生	那覇＝筑紫記者24日発	朝日	夕	22
4485	19680823	鹿児島では10人が入国／審査官を振り切り（鹿児島）	・	朝日	朝	29
4486	19680824	入国手続き「全員が拒否」を予告／沖縄から着く学生20人	・	朝日	朝	47
4487	19680824	10人、鹿児島たつ／強行上陸のペ平連学生（鹿児島）	・	朝日	朝	13
4488	19680824	手続きを拒否、上陸／全学連の手引きで／沖縄から来た17人／晴海ふ頭	・	朝日	朝	57
5276	19690520	沖縄報告（第一部）<3>／身分証明書／失った心の本籍	・	朝日	朝	105
5785	19691220	沖縄渡航を不許可／長野県連青代表団に／佐藤義一 県連青事務局長団（長野）	・	赤旗	朝	54
5821	19700203	沖縄渡航許可おりず／沖縄連大会参加の約400人	・	朝日	朝	38
5826	19700208	米民政府沖縄渡航を制限／社党系代表団に大量不許可	・	朝日	朝	50
5883	19700411	沖縄渡航緩和に努力／官房長官語る	・	朝日	夕	9
5888	19700416	沖縄選出議員には渡航自由化図る／山中総務長官	・	日本経済	朝	17

整理番号	発行年月日	見出し	発信局・発信地・発信日	掲載紙	朝夕	行数
5981	19700710	かちとった「沖縄渡航」民謡研究の杉本先生本土へ現地の 強い支援で	・	赤旗	朝	59
6040	19700901	沖縄渡航自由化で対米交渉要望／沖実委	・	朝日	朝	14
6062	19700929	沖縄渡航で申し入れ	・	朝日	朝	16
6063	19700930	「赤旗」記者の沖縄渡航拒否／米「民政府」報道の自由侵 す／党中央委政府へ撤回を要求／共産党中央委の抗議文	・	赤旗	朝	84
6069	19701004	「赤旗」記者の渡航拒否／選挙の公正妨げる／復帰協が撤 回要求決議	・	赤旗	朝	37
6109	19610507	米琉球民政府に渡航制限措置で抗議／自由人権協会	・	東京	朝	24
6121	19610606	国防省のビザなしで海外旅行／米、沖縄に許す	ワシントン5日発=共同	東京	夕	23